

用語解説

アイストップ

- ・まちかどや道路の前方にある建築物や樹木など、人の視線を引きつける対象物。

屋外広告物法・条例

- ・良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めたもの。

幹線道路

- ・幹線道路とは道路法第3条に定める高速自動車国道、一般国道および都道府県道(2車線以上のものに限る。)並びに都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路および幹線街路。

基調色

- ・建築物の外壁や屋根などの大部分を占める基本となる色彩。

景観協定

- ・景観法第81条に基づき、景観計画区域内の一団の土地について当該土地の区域における良好な景観の形成に関して締結される協定。

景観形成基本計画

- ・三島市景観条例第7条に基づき、景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。

景観重点整備地区

- ・三島市景観条例第8条に基づき、景観の形成を図る必要があると認められる地区を指定し、景観整備方針と地区景観形成基準を定める制度。地区内で建築行為等を行う場合は、市長に届出が必要となる。

景観重要公共施設

- ・景観法第8条に規定されたもので、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定めるもの。

景観重要建造物

- ・景観法第19条に規定されたもので、景観計画

に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物。

景観重要樹木

- ・景観法第28条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木。

景観法

- ・平成16年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律。法は理念等を定めた基本法的な部分、景観地区の指定等、行為の制限に関する部分、景観重要建造物等の指定による保全・活用等を定めた部分で構成されている。

源兵衛川

- ・楽寿園の小浜池の湧水を水源とし、温水地までの約1.5kmの農業用水で、河川工事を行った寺尾源兵衛に由来すると言われている。平成5年から9年にかけて行われた水環境整備事業により親水空間となり、平成の名水百選にもなっている。

公開空地

- ・街路に面した私有地の一部を一般に開放する空間。

彩度

- ・世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表す。彩度は鮮やかさを数字で示し、数値が低いほうが落ち着いたやわらかい色となる。

色相

- ・世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表す。色相は、色みのことをいい、赤R・黄Y・緑G・青B・紫P・黄赤YR・黄緑GY・青緑BG・青紫PB・赤紫RPなどの色相があり、無彩色はNで表す。

準景観重要公共施設

- ・景観法第8条に規定された道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設とは別に景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定められたもの。

スカイライン

- ・山や建築物などが空を区切ってつくる輪郭線。

ストリートファニチャー

- ・街を彩る家具という意味。バス停留所、公衆電話ボックスなどの小建築物やベンチ、街路灯、ゴミ箱など。

セットバック

- ・建築物等の壁面を後退させること。

大規模建築物

- ・高さが市街化区域で15mを超え（その他の区域では10m）または延べ床面積が1,000㎡以上の大規模な建築物。

地区計画

- ・都市計画法第12条の5に規定されたもので、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの配置や建築物の建て方等を地区の特性に応じてきめ細かく定め、より良好なまちづくりをすすめる計画。

眺望地点

- ・三島市景観条例第23条に基づき、富士山その他の三島特有の景観を眺望できる地点を指定する制度。

都市計画法

- ・都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

箱根旧街道石畳

- ・江戸時代東海道の箱根の山越えは、雨が降ると滑りやすくなるため難所とされ、人馬の往来が盛んになると石が敷かれるようになった。平成6年から5ヵ年かけた発掘調査と整備事業により部分的に復元され平成16年に国の史跡に指定されている。

パノラマ

- ・広い範囲を見ることができる風景。箱根西麓地域から望む、富士山～市街地～駿河湾など。

ファサード

- ・建築物の正面（デザイン）を指す言葉（仏語に由来。faceと同根）。最も目に付く場所であり、重要視される。

街中がせせらぎ事業

- ・三島商工会議所が、平成8年に提唱した『街中がせせらぎビジョン』がきっかけとなって始まった事業。中心市街地にある歴史、文化、水辺などを活用し、「歩きたい街」「住みたい街」を目指すもので、平成13年から17年にかけて整備事業が行われた。

マンセル値

- ・色を定量的に表す体系である表色系の一つで、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現する。日本では、JISZ8721（三属性による色の表示方法）として規格化されている。マンセル表色系、マンセル色体系、マンセルシステムとも言う。

三島市景観条例

- ・三島市が豊かな自然並びに歴史的景観及び文化的景観に調和した個性的で優れた景観をつくり、守り、及び育てることに関して基本となる事項を定めたもの。

明度

- ・世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び明度の3つの属性の組み合わせで一つの色を表す。明度は明るさを数字で示し、数値が大きい方が明るい色となる。

ルーバー

- ・羽板（はいた）と呼ばれる細長い板を平行に組んで板状にし、取り付けられたもの。羽板の取付角度によって、風・雨・光・埃・人の目線などを、選択的に遮断したり透過したりすることができるため、さまざまな箇所で用いられる。

ユニバーサルデザイン

- ・すべての人のためのデザイン（計画・構想・設計）。障害者や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを超えてすべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかうとする考え方。

水と緑と人が輝く三島の景観づくり
- 優れた自然・歴史・文化を未来に活かす -

三島市景観計画

平成21年3月策定

平成24年4月変更

平成27年5月変更

平成31年4月変更

令和6年2月変更

三島市 都市計画課

静岡県三島市北田町4-47

TEL 055-983-2631

URL <https://www.city.mishima.shizuoka.jp>

E-mail toshikei@city.mishima.shizuoka.jp